Q 6

被後見人の預貯金の管理の仕方

1　最近は金利が低いので，元本割れの危険はあるものの，利回りがよい方法で運用してもよいでしょうか。
2　被後見人名義の預金がありますが，後見が開始された後，口座の名義変更等，何かをする必要はありますか。

◇◆

A

1　投機的な運用は，原則として認められていません。低金利でも，元本が保証される安全確実な方法で管理してください。
2　被後見人名義の口座がある金融機関に対し，後見人が選任された旨を届け出てください。口座名義は，被後見人名義又は
「甲　山　花　子　成年後見人　乙　川　太　郎」
（被後見人名）　　　　　　　　（後見人名）
という名義にしてください（ただし，金融機関によって取扱いが異なる場合があります）。

【被後見人の預貯金の管理】

後見人は，現在の被後見人の心身の状態や生活状況に配慮するだけでなく，将来的な被後見人の介護等を踏まえて，被後見人の財産を管理しなければなりません。したがって，危険を冒し投資して収益を図るよりも，安全確実な方法が求められます。

万一，損害が発生した場合は，後見人を解任される可能性があるばかりでなく，新しい後見人から損害賠償を請求される可能性もあります。

【口座の名義】

後見人に選ばれたら，その後の安全・円滑な取引のために，その旨を金融機関に届けるのが望ましいでしょう。併せて，口座名義を上記Ａ２のようにしてください。これは，後見人の財産と被後見人の財産を明確に区別するためです。詳しくは各金融機関にご相談ください。

【管理の仕方】

管理にあたっては，自動引き落としや口座振替を利用し，通帳の取引履歴の余白に使い道をメモ書きしてください。通帳自体が出納帳の代わりとなります。また，口座が多数あると管理が大変です。特に必要がない限り口座を分散させず，預金保険制度（いわゆるペイオフ）の保護範囲を考慮しつつ，口座をまとめて管理するようにしてください。